

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護サービスの基盤強化のための
介護保険法等の一部を改正す
る法律の施行に伴う厚生労働省
関係省令の整備等に関する省令
の公布について

計 1 5 2 枚（本紙を除く）

Vol.259

平成23年1月31日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164、2260)
FAX：03-3503-2167

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成24年厚生労働省令第11号）」が本日公布され、本省令は平成24年4月1日から施行することとしているところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 改正の趣旨

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）等厚生労働省関係省令について、必要な規定の整備を行うとともに、第5期介護保険事業計画期間に向けた第1号被保険者の保険料率の算定に係る基準所得金額等の設定を行うこととした。

第二 改正内容等

第1 介護保険法施行規則の一部改正

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の規定

- 1 居宅要介護者について行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものについて、入浴、排せつ、食事等の介護、これらに付随して行われる調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とすること。（第17条の2関係）

- 2 療養上の世話又は必要な診療の補助を行う看護師その他厚生労働省令で定める者について、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とすること。(第 17 条の 2 の 2 関係)
- 3 主治医が療養上の世話又は必要な診療の補助の実施を判断する際の基準として厚生労働省令で定める基準について、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は前条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。(第 17 条の 2 の 3 関係)

二 指定都道府県事務受託法人制度の規定

1 指定都道府県事務受託法人の指定の要件 (第 34 条の 14 関係)

指定都道府県事務受託法人の指定に当たって厚生労働省令で定める要件は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 24 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する事務(以下「質問等事務」という。)について、次のとおりとすること。

- (1) 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (2) 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (3) 質問等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) (1)から(3)までの規定のほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

2 指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等 (第 34 条の 15 関係)

指定都道府県事務受託法人の指定を受けようとする者は、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地等を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

3 指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等 (第 34 条の 16 関係)

- (1) 指定都道府県事務受託法人は、申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名等に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該都道府県事務受託法人の都道府県事務受託事務所の所在地を所管する都道府県知事に届け出なければならないこと。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。
- (2) 法第 24 条の 3 第 1 項各号に掲げる事務(以下「都道府県事務」という。)の廃止、休止又は再開については、指定居宅介護支援事業者の規定を準用すること。

4 都道府県事務の委託の公示等 (第 34 条の 17 関係)

都道府県が都道府県事務を委託したとき又は委託を終了するときに公示する事項について、当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地、指定都

道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、委託開始の予定又は委託終了の年月日及び都道府県事務の内容とすること。

5 管理者（第 34 条の 18 関係）

指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならないこと。

6 身分を証する書類の携行（第 34 条の 19 関係）

指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならないこと。

7 苦情処理（第 34 条の 20 関係）

指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府県事務に対する居宅サービス等を行った者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であった者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないこと。また、当該苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しなければならないこと。

8 記録の整備（第 34 条の 21 関係）

指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないこと。また、実施した都道府県事務の内容等の記録及び 7 の苦情の内容等の記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならないこと。

三 指定居宅サービス事業者の指定の欠格事由に係る従うべき基準（第 126 条の 4 の 2 関係）

指定居宅サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を都道府県（指定都市又は中核市）が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとすること。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでないこと。

四 居宅サービス指定に当たっての市町村協議制の導入

1 市町村協議の対象となる居宅サービス（第 126 条の 8 関係）

改正法により改正された法第 70 条第 7 項の規定による協議（以下「市町村協議」という。）の対象となる居宅サービスは、訪問介護及び通所介護とすること。

2 市町村協議を求める際に都道府県知事に伝達すべき事項（第 126 条の 9 関係）

市町村長は、市町村協議を求める際は、1 に規定する居宅サービスの種類、当該協議の対象となる区域その他当該協議を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならないこと。

3 協議結果に基づいて、都道府県知事が指定拒否等を行う際の基準（第 126 条の 10 関係）

都道府県知事が市町村協議の結果に基づいて指定拒否等を行う際の基準は、

- (1) 1 に規定する居宅サービスを受けている者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、配慮すること
- (2) 必要に応じて、指定居宅サービス事業者の指定の申請を行う者から意見を聴取すること
とすること。

五 指定特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請(第 126 条の 11 第 1 項関係)
特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、利用定員の増加に伴う指定の変更の申請をするときは、事業所の名称及び所在地等を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事（指定都市の市長又は中核市の市長）に提出しなければならないこと。

六 指定地域密着型介護サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定手続きの簡素化（第 131 条の 3 第 1 項、第 131 条の 4 第 1 項、第 131 条の 5 第 1 項、第 131 条の 6 第 1 項、第 131 条の 7 第 1 項、第 131 条の 8 第 1 項、第 140 条の 24 第 1 項、第 140 条の 25 第 1 項及び第 140 条の 26 第 1 項まで関係）

市町村の区域の外にあって当該市町村から地域密着型介護サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者が申請書又は書類を提出する際、当該指定の申請を受けた市町村長と当該事業所の所在地の市町村長（以下「所在地市町村長」という。）との協議により、所在地市町村長の同意を得ている場合であって、申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等の記載を要しないと当該指定の申請を受けた市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しないこと。

七 指定地域密着型サービス事業者の指定の欠格事由に係る従うべき基準（第 131 条の 10 の 2 関係）

指定地域密着型サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を市町村が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとすること。

八 公募指定を行う際の基準（第 131 条の 15 関係）

市町村長が公募指定を行う際に従うべき基準は、次のとおりとすること。

- 1 市町村長は、選考基準を設け、当該基準を公表するとともに、当該基準に基づいて選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定すること。
- 2 市町村長は、公募を行う旨を公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知すること。
- 3 市町村長は、応募の受付期間を十分に確保すること。
- 4 市町村長は、選考の結果、指定地域密着型サービス事業者を決定しなかったときは、当該選考後一定期間内に再度公募を行うこと。

九 指定介護予防サービス事業者の指定の欠格事由に係る従うべき基準（第 140 条の 17 の 2 関係）

指定介護予防サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を都道府県（指定都市又は中核市）が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとすること。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでないこと。

十 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の欠格事由に係る従うべき基準（第 140 条の 27 の 2 関係）

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を市町村が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとすること。

十一 介護サービス情報公表制度の見直し

1 報告の対象となる場合（第 140 条の 44 関係）

介護サービス事業者からの報告を受けた都道府県知事の当該事業者に対する調査が任意化された趣旨を踏まえ、介護サービスの区分ごとに報告の必要性を判断する仕組みを廃止すること。

2 介護サービス情報の公表方法（第 140 条の 46 関係）

都道府県知事は、介護サービス事業所から報告を受けて、内容を公表するものとする。ただし、報告後に調査を行う場合には、調査の結果を公表することをもって、報告の内容を公表したものとすることができることとすること。

3 調査対象となる介護サービス情報（第 140 条の 47 関係）

都道府県知事が法 115 条の 35 第 1 項の規定による報告に関して必要があると認めるときに調査を行うことができる介護サービス情報は、規則別表第 1 及び別表第 2 に掲げる項目に関する情報とすること。

4 調査事務の実施の方法（第 140 条の 51 関係）

調査事務を実施するに当たって、厚生労働省令で定められている調査の方法に代えて、都道府県知事が定める方法によることができることとすること。

5 調査事務規定の記載事項（第 140 条の 53 関係）

調査事務を行う指定調査機関に係る調査事務規定の記載事項について、手数料の収納の方法に関する事項を削除すること。

6 都道府県知事による情報の公表の推進（第 140 条の 62 の 2 関係）

調査対象となる情報以外の情報について介護サービス事業者から任意で提供を受けた場合、その公表を行うよう配慮することとされたが（改正後の法第 115 条の 44）、公表の配慮の対象となる情報については、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報として都道府県知事が定めるものとする。

十二 地域包括支援センターの機能強化（第 140 条の 64 関係）

地域包括支援センターが実施する事業について、居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の要介護状態となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域包括支援センターのその他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業を追加すること。

十三 基準所得金額の設定（第 143 条関係）

平成 24 年度から平成 26 年度までの基準所得金額は、190 万円とすること。

十四 指定都市及び中核市の特例（第 165 条の 5 及び第 165 条の 6 関係）

大都市特例により、指定都市及び中核市が介護保険に関する事務を処理する場合に必要な読替えを行うこと。

十五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第 2 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正

一 平成 24 年度から平成 26 年度までの財政安定化基金拠出率は、10 万分の 37 とすること。（第 4 条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第 3 老人福祉法施行規則の一部改正

一 市町村の措置に係る要件（第 1 条の 6 の 2 関係）

65 歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち、第 1 の一の 1 に規定する日常生活上の世話に係る部分についてやむを得ない事由により利用することが困難であると認めるときは、市町村は、その者に対し、居宅における介護等の措置を採ることができることとする。

二 家賃等の前払金の返還方法（第 1 条の 13 の 2 及び第 21 条関係）

1 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者又は有料老人ホームの設置者が前払金を受領する場合において、入居の日から次に掲げる一定期間を経過する日までの間に、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に、前払金の額から 2 に掲げる算定方法により算定される額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならないとすること。

(1) 入居者の入居後、3 月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあっては、3 月

(2) 入居者の入居後、前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（(1)の場合を除く。）にあつては、当該期間

2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者又は有料老人ホームの設置者が前払金を受領する場合において、前払金の額から次に掲げる算定方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならないとすること。

(1) 入居者の入居後、3月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあつては、家賃等の月額を30で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法

(2) 入居者の入居後、前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（(1)の場合を除く。）にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、前払金の額から控除する方法

三 有料老人ホームの範囲に係る規定の削除（第20条の4）

改正法の施行に伴い、有料老人ホームの範囲に係る規定について削除すること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

一 大都市特例の施行に伴い、都道府県が指定基準に係る条例を定めるに当たって従うべき基準について、指定都市及び中核市にも適用されるようにすること。（第1条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第5 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正

一 第1の二、十一及び十四と同様の改正を行うこと。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第6 その他

改正法の施行に伴い、厚生労働省関係省令について所要の規定の整備を行うこと。

第7 施行期日等

- 一 この省令は、平成24年4月1日から施行すること。(附則第1条関係)

- 二 介護保健法施行規則、老人福祉法施行規則及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置
本省令の施行の際現に改正前の様式の規定により使用されている証明書については、当分の間、改正後の様式の規定による証明書とみなすこと。(附則第2条から附則第4条まで関係)